

新市庁舎建設促進特別委員会報告書

新市庁舎建設促進特別委員会は、新市庁舎建設に関する諸般の審査や調査を行い、その建設促進に寄与することを目的として、平成24年12月（第4回）定例会において、7人の委員をもって設置されました。

以来、本日に至るまで、15回にわたり委員会を開催するとともに先進地視察を実施して積極的に調査研究を重ね、課せられた任務に対しさまざまな角度から総合的に議論を進めてきました。

特に、議論の過程において、本委員会としては、「新市庁舎建設の必要性」、「新市庁舎の規模と機能」、「新市庁舎の建設手法と財源」、「議会施設」の4項目に絞って検討すべきとの総意に至ったところであり、本年2月4日には、これらの項目のうち「新市庁舎建設の必要性」及び「新市庁舎の規模と機能」の一部について、先行して中間報告書の提出を行いました。

その後も、新市庁舎建設の流れを加速させたいとの強い思いから精力的に委員会を開催し、協議を進めた結果、このたび、検討すべきとしたすべての項目について取りまとめが完了しましたので、会議規則第109条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 新市庁舎建設の必要性について

(1) 現状と課題

昭和26年の宇部市制施行30周年記念事業として建設された現在の市役所庁舎は、築後50年余りが経過し、老朽化が顕著である。この間、行政需要の増大や電算化等への対応から増改築を繰り返してきたが、平成9年に実施した耐震診断調査では、震度6から7程度の地震に対し、本館4階部分は倒壊又は崩壊する危険性が高く、3階以下は総体的に危険性があると評価されたところである。加えて、空調、電気、給排水設備等については、今後、大規模な改修が必要と見込まれている。

また、本市は分庁舎が多く、窓口業務が分散しているため、来庁者に多大な不便を来しているだけでなく、業務執行上も極めて非効率であると言わざるを

得ない。

さらに、中心市街地における都市機能の増進と経済活力の向上を総合的・一体的に推進し、第四次宇部市総合計画の求める都市像である「みんなで築く、活力と交流による元気都市」を実現するためには、市役所庁舎を核とするにぎわいあふれるまちづくりを目指すべきであり、今後の行政需要に即応し、利便性の向上や行政運営の簡素・効率化、高度情報化、省エネルギー化等を図るとともに、市民の安心安全を守るための防災・減災に対応する機能などを兼ね備えた新市庁舎の建設は、本市の重要な課題である。

(2) 新市庁舎の建設時期

昨今の社会経済情勢及び本市の厳しい財政状況のもと、新市庁舎の建設は本市にとって大きな負担となることは十分認識するところであるが、前項に挙げた種々の問題点は、本市として早急に解決すべき喫緊の課題にほかならない。

にぎわいと活力を創出し、真に「元気都市うべ」と呼べるまちづくりを実現するためにも、市制100周年は新市庁舎で迎え、全市一丸となって次の100年に向けた力強い一步を踏み出すことができるよう、新市庁舎の建設は、その時機を逸することのないよう進捗を図るべきである。

2 新市庁舎の規模と機能（位置を含む。）について

(1) 位置

市民の利便性を考慮するとともに、中心市街地の活性化や都市機能の増進、経済活力向上などの見地を総合的に勘案すると、新市庁舎の位置は現在地及びその付近とすべきである。

(2) 規模

現在の分庁舎を可能な限り新市庁舎に統合することを前提として、人口推計や財政状況など予測されるデータを的確に分析し、本市の庁舎としての機能を満たす適切な規模となるよう精査すべきである。

(3) 機能

新市庁舎の機能については、以下の点に配慮すべきである。

- ・ワンストップサービスを実現する総合窓口を設置すること。
- ・中心市街地のにぎわい創出に寄与するとともに、市民が親しみやすく利用しやすい機能を兼ね備えた施設とすること。
- ・ユニバーサルデザインを徹底すること。
- ・環境先進都市にふさわしい機能を充実させること。
- ・市民の安心安全を守るための防災・減災に対応する核施設としての機能を充実させること。
- ・さまざまなニーズの変化に対応可能なフロアデザインとすること。
- ・敷地内に十分な収容能力を持つ駐車場を有すること。

3 新市庁舎の建設手法と財源について

新市庁舎の建設に当たっては、PFI等の民間活力導入も視野に入れ、本市の財政状況、市民負担、今後必要となる維持管理経費などの諸点を十分考慮して、建設手法を慎重に選択するとともに、財源確保のためのあらゆる可能性を熟考し、建設費用が過度の将来負担とならないよう十分留意すべきである。

4 議会施設について

議会施設については、「市民に開かれた議会」の理念に基づき、以下の点に配慮されたい。

(1) 議場

- ・市民が傍聴しやすい傍聴席となるよう設計すること。
- ・本会議の中継（映像配信）に対応可能な構造とすること。

(2) 委員会室等

- ・委員会室は各常任委員会の審査・調査に対応可能な室数を確保すること。
- ・傍聴席のスペースが十分確保できる広さとすること。

- ・委員会室とは別に、多目的な利用が可能な大会議室（全員協議会室）を設置すること。
- ・委員会の中継（映像配信）に対応可能な構造とすること。

(3) 会派等控室

- ・会派数及び所属議員数の変動に対応可能な構造とすること。
- ・所属議員が各自の机を配置できる広さを確保すること。

(4) 議会図書室

- ・議会図書室は、議員が利用しやすい場所に配置すること。
- ・蔵書数の増加やIT機器の導入等に対応できる広さ及び構造を確保すること。

(5) 議会事務局

- ・議会棟への来訪者が必ず議会事務局で把握できる構造とすること。
- ・議会事務局の機能強化・充実はもとより、会議録原本や委員会会議記録等の増加に対応できる広さを確保すること。

以上、本委員会において検討した4項目について、取りまとめた結果を報告しました。執行部におかれては、本報告の趣旨を十分踏まえ、新市庁舎の建設を着実に推進されるよう、ここに強く要請するものです。

なお、この報告をもって、新市庁舎の「建設促進」に寄与することを目的とした本委員会の任務は終了したものと考えます。

しかしながら、新市庁舎を実際に建設していくに当たっては、執行部において検討されるべき事項が数多く残されており、議会としてはこれを厳しくチェックするとともに、引き続き調査研究していく必要があります。したがって、今後、議会として新市庁舎建設に向けた新たな任務を果たす特別委員会を設置されることを提言し、新市庁舎建設促進特別委員会の最終報告とします。